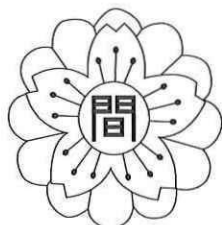


大森間税会報

2020.9 第204号



■目 次

ごあいさつ	2
大森間税会長 佐 川 黎 二	
大森税務署長 名 取 和 彦	
大森税務署幹部職員名簿	3
第63回定例総会の報告・平成31年度収支決算報告書	4
定例統一年間行事等のお知らせ・令和2年度収支予算書	5
「大森間税会役員名簿」・「委員会名簿」 他	6
「適格請求書等保存方式（インボイス）」に関するお知らせ（資料）	7～10
中学生の税の作文	11～13
「当会入会へのお勧め」のお願い	14

税の標語 (当会会員の作品です)

消費税	愛ある福祉を	育もう	森 川 伸 也
納税は	納めてうるおう	思いやり	森 永 優 子
消費税	みんなで払えば	広がる保証	小宮山 宜 克
コロナ禍で	税金活用	新生活	荒 木 裕 治
消費税	納めて国の	繁栄を	小 松 節 子

大森間税会



「次世代に豊かさつなぐ 消費税」のもとに活動を

大森間税会
会長 佐川 黎二

残暑お見舞い申し上げます。平素から大森間税会会員の皆様にはご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。今年は厳しい暑さが続いているうえコロナウイルス感染も治まらず思うような活動が出来ませんが、これからも警戒を緩めることなく、健やかに過ごしてください。

大森税務署におかれましては、名取署長、高梨副署長、はじめ多くの方が新しく着任されました。心よりお慶び申し上げますとともに、ご留任された方々にも、引き続き変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。

今年は、新型コロナウイルスが年明けに報道されてから、全ての会合、懇親会が中止される中、当会の総会も開催できず「書面での審査」により議案の承認をいただきました。役員の方々は全員留任をお願いし、来年の総会での改選とさせていただきます。

毎年順調に推移し昨年は1,608編の応募をいただいていた「税の標語」も大変残念でしたが、今年は学校・生徒の負担を考慮して、小学校からの募集を中止、会員一般の皆様からの作品だけにさせていただきました。

昨年会員増強の為に作られた「入会のご案内」が新たに印刷されております。「次世代に豊かさつなぐ消費税」のもと活動している納税者の民間団体です。間税会の活動や催し等に是非多くの方が参加していただけますようお願いしてください。

最後になりましたが、名取署長はじめ署の皆様、そして大森間税会の皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。



着任に当たって

大森税務署長
名取 和彦

初秋の候、大森間税会の会員の皆様方には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、大森税務署長に着任しました名取でございます。前任の谷口署長同様、よろしくお願い申し上げます。

佐川会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、消費税の期限内納税に向けた取組や、「世界の消費税クリアファイル」の配布、主に小学生を対象とした「税の標語」の募集活動を積極的に行っていただいております。この取組に参加する応募者は年々増加していると伺っております。

さて、昨年10月には、消費税率10%引上げとともに「軽減税率制度」が導入されました。皆様の御尽力をもちまして、大きな混乱もなく、無事導入することができました。ただ、制度の実施から間もないことから、この制度の更なる定着を図るべく、YouTube動画「消費税軽減税率制度特集」や各種パンフレット等を活用した広報・周知などの取組を行っていく所存です。

また、3年後の令和5年10月には、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入も予定されております。この制度の円滑な導入に向けても、各種取組を行ってまいります。

いずれの取組につきましても、私どもの力のみでは成し得ないものであり、貴会の皆様方には、この制度の定着及び周知に向けて、なお一層の御力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、大森間税会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに御事業の御繁栄を祈念申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

大森税務署幹部職員名簿

人事異動により署幹部の顔ぶれが変わりました。ご紹介いたします。

(令和2年7月10日発令 敬称略)

職 名	氏 名	前 任 署 等
署 長	名取 和彦	仙台国税局 築館税務署長
副署長 (法人・酒類担当)	今村 宏嗣	(留 任)
副署長 (総務・個人担当)	高梨 晃弘	東京国税不服審判所 第一部 副審判官
特別調査官 (法人担当)	高橋 稔	豊島税務署 特別国税調査官(法人)
総務課長	大井 政光	東京国税局 総務部 相談官
管理運営第1部門 統括官	藤森 博昭	世田谷税務署
〃 第2部門 統括官	十日市 敦子	税務大学校東京研修所
〃 第3部門 統括官	古賀 達哉	(留 任)
管理運営部門 連絡調整官	藤井 恭子	(留 任)
徴収部門 統括官	藤本 光孝	東京国税局 徴収部
個人課税第1部門 統括官	滑川 輝隆	(留 任)
〃 第2部門 統括官	天城 建司	緑税務署
〃 第3部門 統括官	小林 健二	芝税務署
資産課税部門 統括官	石坂 隆一	成田税務署
法人課税第1部門 統括官	菅野 弘	横須賀税務署
〃 第2部門 統括官	関矢 範子	(留 任)
〃 第3部門 統括官	松井 敏	小田原税務署
〃 第4部門 統括官	石川 進	京橋税務署
〃 第5部門 統括官	南淵 康行	国税庁 消費税室
法人課税部門 連絡調整官	本間 健一	(留 任)
総務課長補佐	長尾 理恵	(留 任)
総務係長	阿部 隆史	(留 任)
会計係長	入江 崇友	市川税務署

(大森間税会担当)

法人課税第1部門 上席調査官	野口 卓也	東京国税局 法人課税課
----------------	-------	-------------

税務署からのお知らせ

「年末調整説明会」中止のご案内

大森税務署では、例年源泉徴収義務者の方を対象として11月に「年末調整説明会」を開催していましたが、令和2年につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて開催中止となりました。

なお、国税庁HPには令和2年分の年末調整の説明のほかそのままダウンロードして使える年末調整関係様式も掲載されていますので、ぜひご利用ください。



第63回 定例総会報告

大森間税会 第63回定例総会は令和2年6月1日（月）午後4時00分から、ラズ大森 4階会議室において開催される予定でしたが、今般の新型コロナウイルス感染拡大による影響により、政府からの集会自粛要請もあり、今期においては、これら行事を中止し郵送にて総会資料を会員の皆様にお送りし書面決議にて決定させていただき、その結果下記議案のすべてにつき原案どおり可決確定させていただきました。

- 議事 第1号議案 平成31年度事業報告承認の件
 第2号議案 平成31年度収支報告承認の件
 監査報告
 第3号議案 令和2年度事業計画（案）承認の件
 第4号議案 令和2年度収支予算（案）承認の件
 第5号議案 理事及び監事全員留任の件

平成31年度 収支決算報告書

自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日

（単位 円）

収 入			支 出		
項 目	決算額	予算額	項 目	決算額	予算額
前 年 度 繰 越 金	368,779	368,779	（事 業 費）		
			研 修 会 等 行 事 費	4,700	30,000
通 常 会 費	967,000	980,000	税を考える週間行事費	146,083	200,000
			各 部 委 員 会 活 動 費	105,335	160,000
増 強 行 事 等 会 費 収 入	179,000	190,000	会 報 発 行 費	268,840	260,000
			増 強 運 動 行 事 費	209,156	210,000
広 告 収 入	92,000	92,000	大 森 六 団 体 行 事 費	105,840	70,000
預 金 利 息	2	2	事業費計	(839,954)	(930,000)
雑 収 入	80,000	100,000			
過年度会費回収不能額	-(130,800)	()	（管 理 費）		
			上 部 団 体 納 付 金	221,000	257,000
収入合計	1,187,202	1,362,002	上 部 団 体 行 事 参 加 費	128,000	138,000
			総 会 役 員 会 費	108,496	120,000
			慶 弔 ・ 渉 外 費	0	10,000
			事 務 用 品 費	43,440	30,000
			通 信 費	26,862	30,000
			雑 費	8,758	5,000
			予 備 費	0	10,000
			管理費計	(536,556)	(600,000)
			合 計	(1,376,510)	(1,530,000)
			翌 年 度 繰 越 金	179,471	200,781
合 計	1,555,981	1,730,781	合 計	1,555,981	1,730,781

資金残高

現金	6,075
郵便振替貯金	179,423
普通預金	73,373
未収入金	183,600
合計	442,471

未払金	263,000
仮受金	179,471

合計 442,471

令和2年5月7日 上記のとおりご報告いたします。

会 長 佐 川 黎 二

平成31年度収支決算について、令和2年5月1日監査したところ
 正確に執行されている。

監 事 平 賀 淳 夫 鈴 木 茂

大森間税会の定例統一年間行事等のお知らせ

大森間税会も全国間税会連合会の一員として全国的に展開されている統一年間スケジュールに従い各種活動を展開しております。

大森間税会は上部団体の方針などを踏まえ、例年下記のような統一活動スケジュールに沿い「OTAふれあいフェスタ」等にてクリアファイルなどを配布するなど、広報活動に力を入れながら、会員増強運動を展開しております。又、数年前より大森地区の小学校11校の児童から約1,300編以上の「税の標語」の募集活動等を通じ、消費税をより良いものにするための広報活動を実践いたしておりますが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため種々の行事が中止または取りやめとなっております。

令和2年度 統一活動年間スケジュール		
全 国 間 税 会		大 森 間 税 会
4月	アンケート調査実施	アンケート調査実施
5月	総会の開催・税制改正要望役員会の開催	定例総会
6月	「税の標語」募集	「税の標語」募集
7月	「税の標語」応募	「税の標語」応募
8月	消費税PRポスター・ちらし・クリアファイル活用方法・配布数等の検討	クリアファイル・ちらし発注 配布数、活用方法等決定
9月	会員増強月間	大森間税会報発行・会員増強活動
10月	研修会・見学会等の実施	研修会・軽減税率セミナーの実施 会員増強活動
11月	「税を考える週間」行事 「税の標語」選定	OTAふれあいフェスタ参加 税務署主催「納税表彰式」参加 「税の標語」表彰
12月	「税の標語」入 カレンダー配布	子供映画会
1月		大森間税会報発行
2月	所得税・消費税確定申告期行政協力	所得税・消費税確定申告期行政協力
3月		

令和2年度 収支予算

自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日

(単位 円)

収 入			支 出		
項 目	2年度予算額	31年度決算額	項 目	2年度予算額	31年度決算額
前 年 度 繰 越 金	179,471	368,779	(事 業 費)		
通 常 会 費	980,000	980,000	研 修 行 事 費	30,000	30,000
増 強 行 事 等 会 費 収 入	180,000	190,000	税 を 考 え る 週 間 行 事 費	160,000	200,000
広 告 収 入	92,000	92,000	各 部 委 員 会 活 動 費	120,000	160,000
預 金 利 息	2	2	会 報 発 行 費	270,000	260,000
雑 収 入	80,000	100,000	増 強 運 動 行 事 費	210,000	210,000
収 入 合 計	1,332,002	1,362,002	大 森 六 団 体 行 事 費	100,000	70,000
			事 業 費 計	890,000	930,000
			(管 理 費)		
			上 部 団 体 納 付 金	230,000	257,000
			上 部 団 体 行 事 参 加 費	130,000	138,000
			総 会 役 員 会 費	110,000	120,000
			慶 弔 ・ 渉 外 費	10,000	10,000
			事 務 費	40,000	30,000
			通 信 費	30,000	30,000
			雑 費	8,000	5,000
			予 備 費	10,000	10,000
			管 理 費 計	568,000	600,000
			翌 年 度 繰 越 金	53,473	200,781
合 計	1,511,473	1,730,781	合 計	1,511,473	1,730,781

今年度予算対比として前年決算実績額を記載した。

科目間流用を認める。

大森間税会役員名簿

(敬称略)

令和2年5月31日現在

役職名	氏名	会社名	役職名	氏名	会社名
名誉会長	田中 美晴	(株)アクセサリーコンプレックス	理事	塩川 智恵子	(株)シオカワ
会長	佐川 黎二	(株)日新堂	理事	柴田 意子	京浜企画インターナショナル(株)
副会長	塩川 益賢	(株)シオカワ	理事	中川 浩夫	(有)東横リアルエステート
副会長	岩田 一男	(有)若江屋	理事	永野 護	アミール税理士法人
副会長	久保井 宏	(株)久保井海苔店	理事	清水 久栄	インフィニティ税理士法人
副会長	横田 昭夫	横田税務会計事務所	理事	藤原 弥寿子	(有)アクアテック
副会長	小宮山 宜克	(株)東辰	理事	高橋 晃一	アルファ税理士法人
副会長	安野 貞治郎	(株)欧文社	理事	中西 亮	(有)エヌフォーラム
副会長	藤好 優臣	藤好公認会計士事務所	理事	川崎 亮夫	(株)連帯運輸
副会長	小松 節子	小松ばね工業(株)	理事	南 卓志	(有)日軽急送
副会長	渡邊 哲人	税理士法人渡邊リーゼンバーク	理事	近藤 尚之	アカドコンサルティング(株)
常任理事	前田 一路	(株)ミクニ	理事	森 永優子	森永優子税理士事務所
常任理事	森川 伸也	(株)共栄物流サービス	理事	片倉 義智	DRIVE NET(株)
常任理事	福本 義一	(株)餅甚	理事	田村 哲也	(株)スクーナ
常任理事	小林 隆文	小林隆文税理士事務所	理事	大久保 茂忠	(株)リサイクルネットワーク
常任理事	田中 勲	田中税理士事務所	監事	平賀 淳夫	平賀機械工業(株)
常任理事	菅原 勇一郎	(株)王子屋	監事	鈴木 茂	エスケーツール(株)
常任理事	林 武宏	(株)三和電機製作所			

委員会名簿

(敬称略)

令和2年5月31日現在

委員会名	担当副会長	委員長	副委員長	委員
総務・組織委員会	小宮山 宜克	森川 伸也	高橋 晃一	川崎 亮夫
				大久保 茂忠
				田村 哲也
事業委員会	久保井 宏	前田 一路	南 卓志	近藤 尚之
広報委員会	安野 貞治郎	中西 亮	柴田 意子	清水 久栄
経理・財務委員会	藤好 優臣	小林 隆文	永野 護	
青年部	塩川 益賢	林 武宏	中川 浩夫	菅原 勇一郎
女性部	塩川 益賢	藤原 弥寿子	森 永優子	塩川 智恵子
事務局	横田 昭夫	田中 勲		

*上部団体担当副会長 塩川 益賢・岩田 一男・小松 節子

「税の標語」募集

「税の標語」の募集は、税についての啓発・広報及び租税教育推進の一環として、間税会が中心となり全国的に行っております。

大森間税会もこの「税の標語」募集活動に参加しており、皆様からの応募を期待しております。

下記は定例総会出欠葉書にご記載いただいた応募作品です。

納めよう コロナ対策 消費税
税金で 皆のくらし 支え合う
納税で 明るい未来を 創りましょう
知恵を研ぎ 税が支える 底から
不測時に 税がサポート 暮らしの灯

令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として 適格請求書等保存方式が導入されます

平成30年4月
国 税 庁
(令和2年6月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。

令和元年10月1日から令和5年9月30日までの間の仕入税額控除の方式は、区分記載請求書等保存方式です。
区分記載請求書等保存方式の内容については、パンフレット「よくわかる消費税軽減税率制度（令和元年7月）」をご参照ください。

1 適格請求書とは

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 適格請求書発行事業者登録制度

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請書」といいます。）を提出し、登録を受ける必要があります。なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

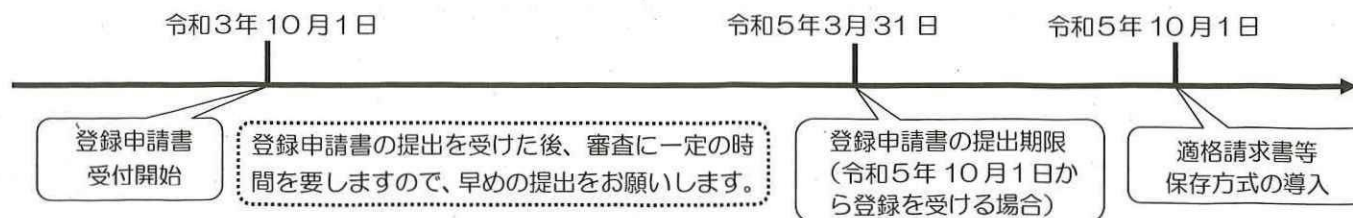
※ 適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

～適格請求書発行事業者の申請から登録まで～



《登録申請のスケジュール》

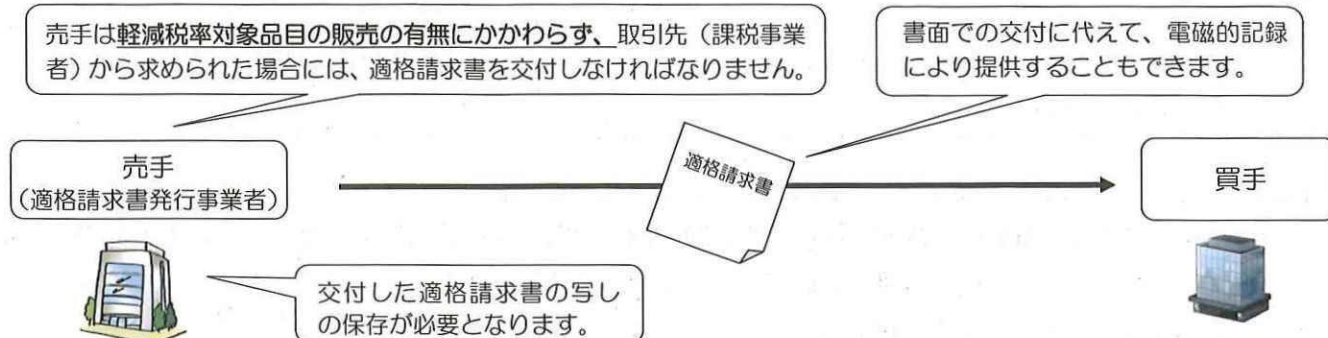
登録申請書は、令和3年10月1日から提出可能です。適格請求書等保存方式が導入される令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年3月31日まで（ただし、困難な事情がある場合には、令和5年9月30日まで）に登録申請書を提出する必要があります。



3 適格請求書発行事業者の義務等（売手側の留意点）

適格請求書発行事業者には、適格請求書を交付することが困難な一定の場合（下記(2)参照）を除き、取引の相手方（課税事業者に限ります。）の求めに応じて、適格請求書を交付する義務及び交付した適格請求書の写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を交付することができます。



- (注) 1 適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書に誤りがあった場合には、修正した適格請求書を交付しなければなりません。
2 適格請求書の交付に当たっては、以下の行為が禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。
(1) 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付すること。
(2) 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付すること。

(1) 適格請求書の記載事項

適格請求書発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません（下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。）。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 消費税額等（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注) 適格簡易請求書の記載事項は上記①から⑤となり（ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足ります。）、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中 ⑥ 請求書			
② ××年 11 月分			
11/1	牛肉 ※		5,400 円
11/2	小麦粉 ※		2,160 円
⋮			⋮
11/30	ビール	③	6,600 円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200 円
(10%対象 40,000 円			うち消費税 7,200 円
(8%対象 40,000 円		⑤	消費税 4,000 円)
			消費税 3,200 円)
④			△△(株)
①			登録番号 T1234567890123

(2) 適格請求書の交付義務免除

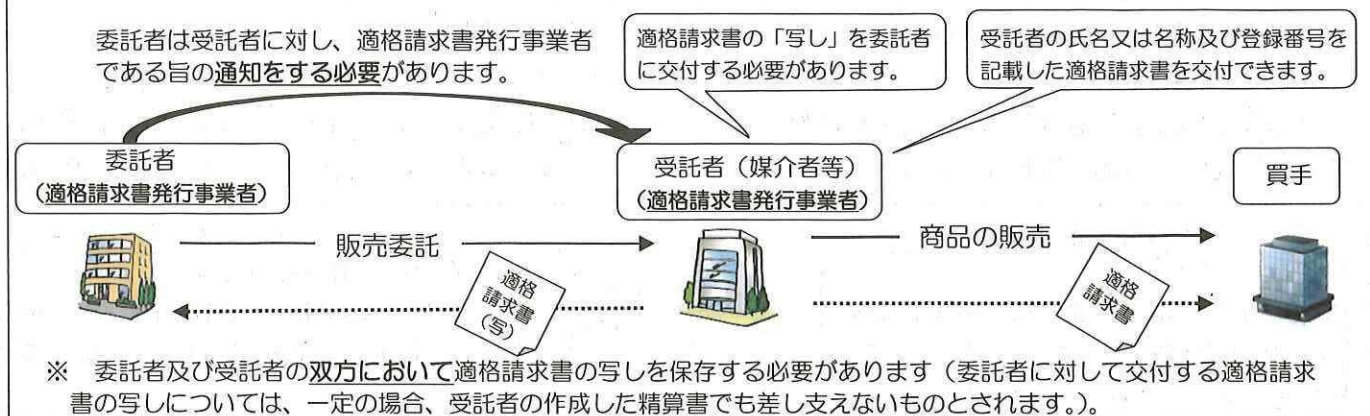
適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、適格請求書の交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送（3万円未満のものに限ります。）
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 自動販売機により行われる課税資産の譲渡等（3万円未満のものに限ります。）
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

(3) 適格請求書の交付方法の特例

媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

《適格請求書の交付方法の特例の具体例：委託販売》



4 仕入税額控除の要件 (買手側の留意点)

適格請求書等保存方式の下では、適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合 (下記(3)参照)を除き、**一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件**となります。

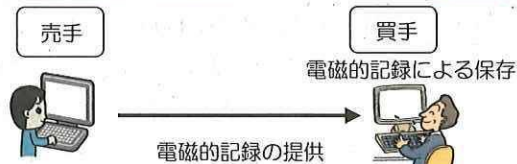
(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです (現行と同様)。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

《帳簿の記載例》

総勘定元帳 (仕入) ③ ※は軽減対象				
XX年	②月	日	① 摘要 ③	税区分 借方(円)
11	30		△△食品(株) 食料品※	8% 86,400
11	30		〇〇商事(株) 文房具	10% ④ 44,000



(2) 請求書等の範囲

保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 仕入明細書等 (適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類 (前記3(2)②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項 (取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品 (棚卸資産に限ります。)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、法定事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

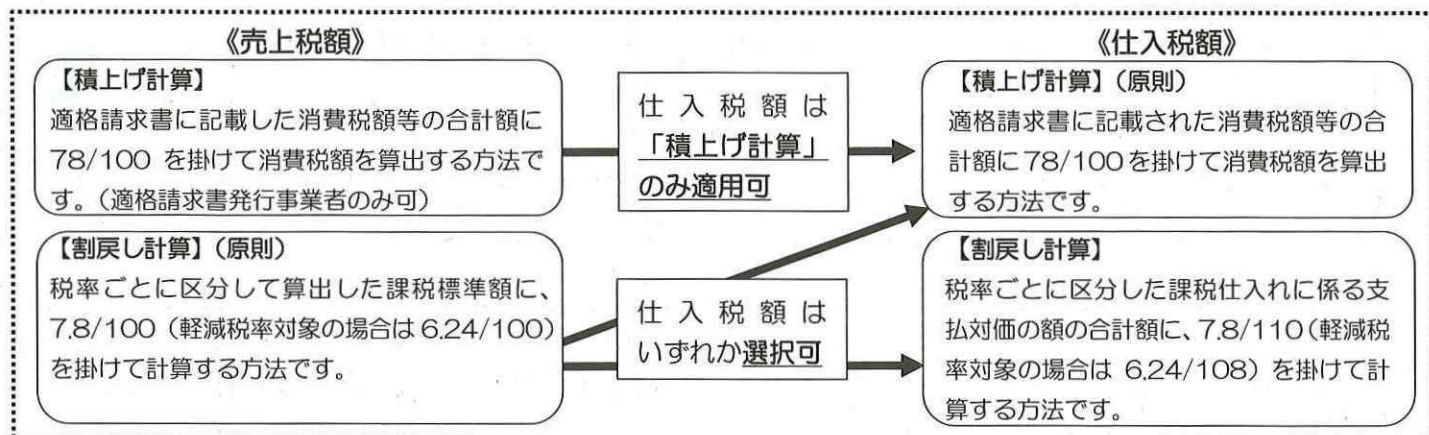
期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

ただし、売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。なお、売上税額について「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。



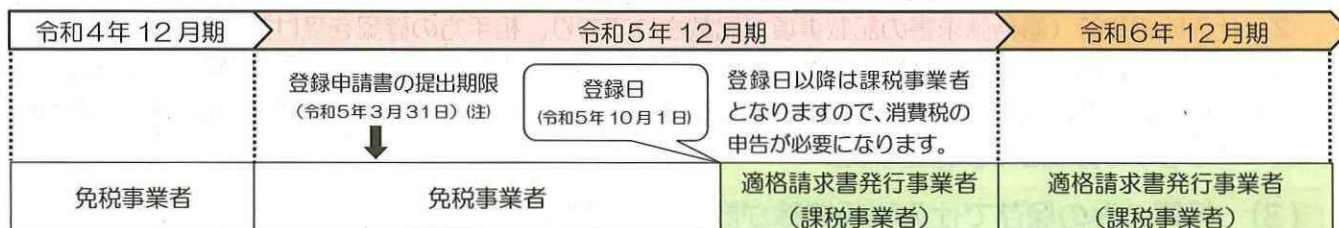
6 免税事業者の登録手続

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、登録申請書に加えて「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者となる必要がありますが、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(1) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の場合(経過措置の適用を受ける場合)

(例) 12月決算の法人で、令和5年10月1日から登録を受ける場合

- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。
 また、登録日以降は課税事業者となるため、消費税の申告が必要になります。

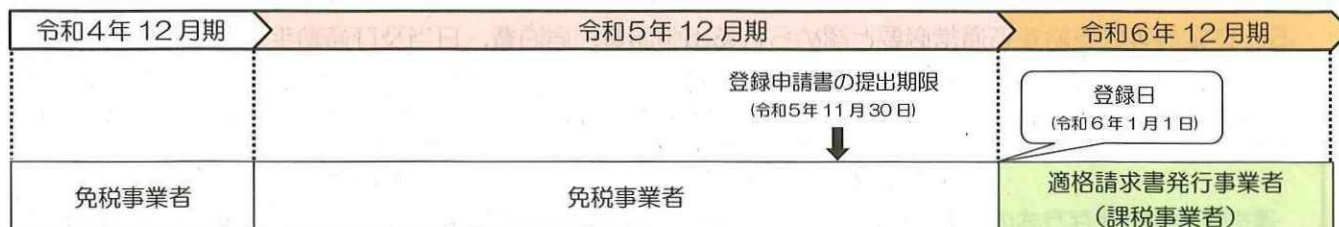


(注) 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで

(2) 登録日が令和5年10月1日の属する課税期間の翌課税期間以降の場合

(例) 12月決算の法人で、課税事業者となった課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

- ※ この場合、「消費税課税事業者選択届出書」を提出し、課税事業者を選択するとともに課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書の提出が必要となります。



《適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に関するお問合せ先》

- 適格請求書等保存方式に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553(無料) 【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

- 適格請求書等保存方式についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト

「消費税の軽減税率制度について」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>)
 をご覧ください(適格請求書等保存方式に関するQ&Aなどを掲載しています。)



大森税務署・大森納税貯蓄組合連合会共催、中学生の「税についての作文」表彰式が、令和元年12月11日(水)に大田文化の森ホールで行われました。

この表彰式は、管内中学校10校より応募された1,414編について、審査会により決定した優秀作品に対する表彰を行ったものです。各機関の選考した優秀作品を合同で表彰し、各賞の受賞者に賞状と記念品が手渡されました。ここでは大森間税会長賞を受けられた菊地晴海さん、大森税務署長賞を受けられた後藤友莉さん、阿部夕里花さんの作品をご紹介します。

「税金の使い道」

ぼくは、税が本当に必要なのだろうかと思います。自分のお金で物を買う時、消費税という税金が加わってぐんと金額が上がります。時々悲しくなることがあります。道路を作ったり、公園を作ったり、身近なところで税金が使われていることは知っていますが、使いたい金額と集められた金額は、ちょうどよくなっているのでしょうか。

ぼくは、小学五年生の夏休みに、財務省で予算を考えるワークショップに参加しました。日本村という設定で、その村の予算は、日本の予算を百万円とした時の金額になっていました。使うお金は歳出、集めるお金は歳入と言います。歳出は、社会保障・地方交付金・公共事業・防衛・教育・技術・その他・借金返済の項目に、歳入は、所得税・消費税・法人税・ガソリン税・税以外・新たな借金(国債)の項目に分かれています。話し合いでそれぞれの金額を増やしたり減らしたりして、百万円に近い金額で日本村の歳出や歳入の金額を決めることになりました。

ぼくたちの班は、小学生の男子四人で考えることになりました。歳出は、子供たちの未来のために、研究や開発に使う技術のお金をたくさん増やすことにしました。その代わり、道路を作ったりする公共事業のお金を減らすことにしました。それでも、歳出の合計額は一〇九万円になってしまいました。歳入は、未来の子供たちに借金を

大田区立馬込中学校

一学年 菊地 晴海

増やさないように、新たな借金のお金は増やさずに、みんなからお金を少しずつ集めるため、所得税・消費税・法人税を増やしました。お金をたくさん持っている人や会社から、多く税金を集めることにしました。財務省の職員さんから、「お金を持っている人たちからたくさんの税金を取ってしまうと、外国に行ってしまう日本に税金が入らなくなるかもしれない」という話を聞き、現実には難しいと思いました。

ぼくたちが大人になった時に、国の借金が今よりもっと多くなっていると、お年寄りに使うお金が減ってしまうかもしれないので困ります。借金を増やさないために、消費税が少し上がってしまうのは仕方がないことかもしれません。でも、やっぱり未来の夢のため、技術に使うお金は増やしたいです。想像していた以上に技術に使われているお金は少なく、ロケットで月に行きたいと思っているので、開発にお金をたくさん使えるようにしてほしいです。ぼくは将来、国に納める税金のうち、半分くらいは使い道をぼくに決めさせてほしいです。ぼくの税金を、技術に使って下さいとお願いをします。

税金は大切なお金なので、将来のことをよく考えて、大切に使ってもらいたいです。そのためにも、ぼくたちは税金について、たくさん勉強しなくてはいけないと思いました。

「思っているより身近な『税』」

「教科書が重くて、多いことに対してどう思いますか。」

と、聞かれたら、あなたは何と答えるだろうか。私は自分がこう聞かれたら、小学校の先生のある言葉を思い出す。

「これは国の税金で買っているので大事にしてくださいね。」

私は初めて、税金で教科書を買っていることを知ったとき、こんな身近で税金が使われているんだと感じた。

中学生になり、教科書の量がぐっと増え、厚くなった。「こんなに教科書いらないよ。」とか「重いから運ぶのダルい」と思う人が多くいると思う。でも、これは社会の人々が働いたお金や、消費税など、国民が納めた税金で買っているということを忘れてはいけない。ましてや、これは文部科学省が児童、生徒に対して期待と国の繁栄と福祉に貢献してほしいと願いを込めた、教科書無償給与制度によって実行されたものだ。このように、私達の学びは色々な人に支えられていることが分かる。

これまでは教科書を例に出していたが、他にも税金によって、私達の教育が支えられている。まず思いついたのは、電子黒板。二、三年ほど前に、各教室に一つずつ置かれるようになった。今ではほとんどの先生が授業で活用していて、分かりやすい授業になっていると思う。他にも、校舎の改築や、暑さ寒さ対策などの学校の環境に使われている。

大田区立大森第三中学校

三学年 後藤 友莉

もう一つ思いついたのは、小学校で放課後に児童が遊び、工作ができる「子ども教室」。私の妹がよく利用していて、放課後に利用することで、母親が安心して働くことができる。税金は、子どもの教育をサポートするだけではなく、子どもを支える親もサポートし、よりよい環境でみんなが安心して学べる場所を提供しているのだと感じた。このように、私たちの周りのことに多く税金が使われていた。まだ私が知らないことにも使われているんだろうなと思った。

これらのことを考えると、若い世代に将来を期待し、良い教育を受けさせてくれようとしているのが伝わってきた。私は、今回税について初めて深く考えたが、まだ税のことをちゃんと知らないのかもしれない。でも、知らないなりに、せめて自分の身近なことが税金によって支えられていることを頭の隅に置いておくことが大切だと思う。私は、みんなの期待に応えられるようにもっと勉強を頑張ろうという気持ちに改めてなった。そして、今納税してくれている人に感謝したいし、将来私が社会人になったときは、しっかり納税して、少しでも役に立てたらなと思った。

私は今回、自分が多くの人達に支えられていること、納税の大切さ、思ったよりたくさんの税による事業が身近にあることが分かった。

「無税国家日本」

ここ、日本には税金がない。母が子どもの頃まではあったそうだ。

母に頼まれたので今からスーパーに行くのだが、確か行くまでの道のりには道路が三つ。それぞれ一回通るのに二百円かかり、往復するので交通費は千二百円かかる。どこに行くにも交通費がつきまとうので、一日に何回も出掛けてなんかいられないのだ。

今歩いている道は、税金があった時代に舗装されて以来十数年放置されたままで、これからどんどん老朽化が進んでいくだろう。突如、響き渡る車の急ブレーキ音。これはいつものことだ。どうやら今日はひき逃げが起こったらしい。被害にあった人は頭を切ってしまっているようだが、救急車を呼べば何十万円と払うことになる。警察を呼ぶなんてもってのほか。ひき逃げごときにいちいちかけるお金なんて皆持ち合わせていない。警察が自ら出動しないこのご時世、常に警戒しながら歩いていないと、そこら中にいる犯罪者にいつ狙われてもおかしくない。

今や日本は、犯罪者が捕まらずに歩きまわる無法地帯だ。税金がなくなった数年後から、学校では身を守るための護身術の授業が導入された。今では、週に三回程度授業があるのがどの学校でも普通だ。そんな学校でさえ、今は有償なのが一般的である。

大田区立大森第四中学校

三年 阿部 夕里花

生まれたときから税金がないこの国で生活している私は、どれも当たり前のことであまり気にかけてはいないが、母は常々ため息をつきながら、「税金があった時代は良かった」と呟いている。祖母たちは「年金がないから」と言って、老後も働いている。体が不自由なのでとても大変だという。これらは当たり前のことで、最期まで働くのは私たちの責務だとわかってはいるが、時折将来が不安になる。

と、これまでは勿論、私の妄想に過ぎない。日本にはしっかり税金の制度が整っている。しかし、税金がなくなると道路、信号機、年金、救急車など全てにお金がかかってしまうのは事実である。税金一つなくなるだけで、こうも生活が変わってしまうと考えると恐くなる。

今年の十月には消費税が10%に増税される。これには反対意見も多いが、私は賛成だ。また、その増えた税金をなるべく子育てに費やしてほしいとは思っている。そして、少しでも日本の抱える少子高齢化問題の解決の糸口になってくれれば良いと考えている。

税金は私たちの日常を支えている。大人になったら、この当たり前になっている日常の裏には、税金という存在があることをしっかりと自覚し、納税していきたい。

大森間税会会員の皆様へ「当会入会へのお勧め」のお願い

私たちが入会し、活動している間税会は、我が国のこれからの税について、ひいては我が国の将来について討論しながら勉強している大変重要な会です。しかし、その重要な会が未だ多くの方々に知られず、会員も少ないのが実状です。当地域の会員をなんとか一人でも増やし、上記の目的を達成しようと頑張っております。お知り合いとか仲間の方がいらっしゃれば、是非当会に入会いただきますよう、皆様から勧めていただこうと思っておりますので、宜しくお手伝いくださいますようお願い申し上げます。

大 森 間 税 会
会長 佐 川 黎 二

・入会のお申し込みは下記用紙をご利用の上FAX 03(3775)1156
横田税務会計事務所内 大森間税会事務局まで、ご返信ください。

令和 年 月 日

入 会 申 込 書

大 森 間 税 会 御 中

住 所 〒
名 称
代表者名

印

貴会の趣旨に賛同し、入会いたします。

- 1.業 種：
2.資 本 金：
3.連 絡 先： 電話番号
FAX番号
担当者名

4.会費基準：

資 本 金	年 会 費	資 本 金	年 会 費
5,000万円以上	30,000円	300万円以上	7,200円
3,000万円以上	24,000円	300万円未満	6,000円
1,000万円以上	12,000円	個 人	4,200円

5.紹介者名：

お願い 広報委員会では緊縮予算に協力して、会報の発行は年2回（1月・9月）といたしました。

あわせて、将来に向けホームページ (<http://www.kanzeikai.jp/tokyo/oomori/>) の活用と移行につきましてもご理解とご協力をお願い申し上げます。

発行日	2020年(令和2年)9月25日
発行者	大森間税会会長 佐 川 黎 二
編集人	広 報 委 員 長 中 西 亮
事務局	〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12 横田税務会計事務所 T E L 03 (3775) 1048 (代表) F A X 03 (3775) 1156

〈印刷〉 (株) 欧文社